

「学力に関する証明書」 Q & A （申請書を記入する前にご一読ください）

金沢学院大学

「学力に関する証明書」とは、教育職員免許状（以下「免許状」と呼びます）を取得するにあたり必要となる単位数を、関係法規に定められる区分に則り集計した証明書です。

この証明書について、よくいただく質問とその回答をまとめました。

【証明書の特徴】

Q 「学力に関する証明書」で何を証明するのですか？

A 『基礎資格（学位の種類、在学期間）』、『教職に関する科目』、『教科に関する科目』、『教科又は教職に関する科目』、『教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目』の修得単位を証明します。

なお、「学力に関する証明書」は1つの免許状について限定された証明書です。複数の免許状について取得単位を証明するためにはそれぞれの免許状についての「学力に関する証明書」が必要になります。

【証明書の用途】

Q 「学力に関する証明書」はどんなときに必要ですか？

A 在学中に修得した教職課程科目の単位を確認したり、免許状の交付申請をしたりする際に、この証明書が必要になります。

【発行可能な証明書の種類】

Q どの証明書を申し込めばよいですか？

A 「学力に関する証明書」は、原則として、在学時に所属した学科で取得可能な免許状（課程認定のある免許状）についてのみ発行可能とさせていただきます。

提出先の大学等で、本学在学時に課程認定の無かった免許状を取得される場合は、所属学科で課程認定のある免許状についての「学力に関する証明書」をお求めいただき、提出先にて免許状取得に有効な単位を読み取っていただきます。

なお、提出先により必要書類が異なる場合がありますので、事前に確認してください。

【適用免許法】

Q 新法・旧法とは何ですか？

A 教育職員免許法の改正に伴い、「新法（現行の平成28年改正法）」・「旧法等」と区別して呼び、これに応じて証明書の内容が異なります（それぞれの区分は申請書に記載してあります）。適用法令は本学入学年度だけでなく、他大学等での単位修得状況などによっても変わりますので、事前に確認してください。

原則として、最後に単位修得した大学等における適用法令ですべての単位を証明しますが、在籍時に「旧法」適用をされていた方でも、今後、他大学等で不足単位を修得する場合は、「新法」での証明となります。申込用紙に特に記載がなければ、「新法」での証明と判断させていただきます。

ただし、『商業（高等学校一種）』、『情報（高等学校一種・高等学校専修）』については「新法」の課程認定を受けていないため、本学では「新法」での「学力に関する証明書」は発行することができませんが、『教職に関する科目（各教科の指導法は除く）』と『教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目』は「新法」に読み替えることができますので、免許教科取得目的で申請される場合は、本学が「新法」で課程認定を受けている同一学校種（高校）の他教科で発行申請を行っていただき、流用していただくことになります。

【証明書の発行に要する期間】

Q 「学力に関する証明書」の発行にはどのくらい時間がかかりますか？

A 「学力に関する証明書」は申請受理後、発行まで1週間程度を要します。改正法の読み替え等、証明内容によっては一週間以上を要する場合もあり、特に2月から4月までの間は申し込みが集中するため、通常より日数のかかることがありますので、時間に余裕を持って申請してください。